

平成30年10月 1日

各 位

一般社団法人 太田労働基準協会 会長
館林労働基準協会 会長

職長等現場監督者安全衛生教育のご案内

労働安全衛生法第60条により、事業者は職長等労働者を直接指導又は監督する者に対して、法に定められた内容の安全衛生教育を行わなければならないことになっております。(職長教育又は、RST教育という) つきましては、事業者に代わり当協会にて下記により実施しますので、該当者の受講をお勧めいたします。

記

1. 開催月日と会場

月 日	時 間	会 場
11月3日(土)	午前9:00~	(一社)太田労働基準協会 2階講習室
11月4日(日)	17:00	太田市飯塚町 87-1
(2日間)		

2. 受講指定業種と対象者

- ・建設業、製造業(食料品・たばこ製造業・繊維工業・衣服その他の繊維製品製造業・紙加工品製造業・新聞業・出版業・製本業及び印刷物加工業を除く)、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業で新たに職長になった者、職長に就くことが予定されている者、現に職長で本教育の未受講者の者

※ 但し、上記除外業種のうち、化学調味料・動植物油脂製造・繊維染色整理業
セファン製造業は受講が必要である

3. 募集人員及び受講料 100名

会 員 10,300円 内 訳 10,300円 (内消費税 763円)
テキスト代 無 料

非会員 11,164円 内 訳 10,300円 (内消費税 763円)
テキスト代 864円 (内消費税 64円)

講習日1週間前以降の受講取消しについては、受講料の返却は致しません。

※ 会員とは群馬県内の労働基準協会へ加入している会員です。

4. 申込締切日 定員になり次第締め切ります。

5. 申 込 先 (一社)太田労働基準協会 TEL. 0276-46-5774 ・ fax. 0276-46-1544
館林労働基準協会 TEL. 0276-72-8890 ・ fax. 0276-70-7622

6. そ の 他 ・ 申込書に受講料を添えて本人または代理人が持参して下さい。
・ 修了者に、修了証を授与します。

7. 注 意 **遅刻は認められませんのでご注意ください。**

以 上

